

② 計 算 例

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

ウ 事業所得の方の例

例：本人35歳と長男9歳、次男7歳（小学生）の
3人世帯（母子世帯）の場合

- まず、収入の種類を確認します
本人は平成18年11月1日より生命保険の外交員をしている
- 必要な収入証明をそろえます
本人 → 令和5年分所得税確定申告書（控）
- 年所得額を出します
2,016,000円（令和5年分所得税確定申告書（控）
記載の所得金額）～経費などを差引いた後の金額です

収入証明の例

(令和5年分確定申告書(控)より)

所得金額	事業等	①	2016000
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合課税一時 ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫	⑧	
	合計	⑨	2016000

- ④・⑤ は該当しません

- ⑥ 控除額を計算します

同居者控除 $380,000 \times 2 \text{人} = 760,000 \text{円}$

ひとり親控除 $350,000 \text{円}$ ((注) $2,016,000 \text{円} \geq 350,000 \text{円}$ のため、 $350,000 \text{円}$)

(ひとり親控除該当者の所得が35万円以下の場合、控除額はその人の所得金額になります。)

控除額合計 $1,110,000 \text{円}$

ひとり親控除は子供の
人数分を控除するのでは
ありません



世帯の月収額を計算します

本人の所得金額 家族の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
 $(2,016,000 \text{円} + 0 \text{円} - 1,110,000 \text{円}) \div 12 = 75,500 \text{円} \rightarrow \text{申込資格有}$

Ⅰ 一人に2種類以上の所得がある場合の例

例：本人63歳と妻59歳（4級の身体障害者）の夫婦の場合

① まず、収入の種類を確認します

本人 → 厚生年金を受給する一方平成14年4月1日より現在の勤務先に勤務している
妻 → 無職

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	958,600	
申込書の提出		控除対象配偶者の有無等
有	無	有
特別障害者	その他の障害者	本人控除対象配偶者の有無
*		有
扶養親族の数		障害者の数(本人以外)
特定	老人	その他
0	0	0
年金の種別		生年月日
老齢厚生年金		

② 必要な収入証明をそろえます

厚生年金令和5年分源泉徴収票、
令和5年分給与等の源泉徴収票

収入証明の例（年金）

③ 年収額を出します

年金 958,600円（源泉徴収票の支払金額）
給与 2,011,630円（源泉徴収票の支払金額）

収入証明の例（給与）

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	2,011,630			
控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の有無等		
有	無	有		
配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		
特定	老人	その他	障害者の数(本人を除く。)	
0	0	0	0	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額

④ 給与は端数整理します

$2,011,630 \div 4,000 = 502.9075$
 $502 \times 4,000 = 2,008,000$ 円

⑤ 年収から所得を計算します

年金 $958,600 \text{円} - 600,000 \text{円} = 358,600 \text{円} \dots \text{ア}$
給与 $2,008,000 \text{円} \times 0.7 - 80,000 \text{円} - 100,000 \text{円} (\text{※所得金額調整控除分}) = 1,225,600 \text{円} \dots \text{イ}$
所得額計 $\text{ア} + \text{イ} - 100,000 \text{円} (\text{給与年金控除}) = 1,484,200 \text{円}$

※給与所得の金額及び年金所得の金額があり、その合計額が10万円を越えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得の金額（上限10万円）及び当該年金所得の金額（上限10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

⑥ 控除額を計算します

同居者控除 $380,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 380,000 \text{円}$
障害者控除 $270,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 270,000 \text{円}$
控除額合計 $650,000 \text{円}$

世帯の月収額を計算します

本人の所得金額 家族の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
(1,484,200円 + 0円 - 650,000円) ÷ 12 = 69,516円 → 申込資格有